

藤沢市 COOL CHOICE 普及啓発事業業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

1 事業目的

本市では、平成 22 年度に策定した「藤沢市地球温暖化対策実行計画」（区域施策編）（以下、「計画」。）において、「2022 年度（平成 34 年度）までに温室効果ガスを 40%削減する（1990 年度（平成 2 年度）比）」ことを目標に定め削減に取り組んでいる。

本事業は、この温室効果ガス削減目標の達成に資するため、国が進める「COOL CHOICE（賢い選択）」の趣旨に賛同し、市民・事業者・大学・行政等が連携して省エネ行動や低炭素ライフスタイルへの転換を図ることを目的に啓発事業を行う。

また、本業務の実施にあたっては、国の平成 30 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金（地方と連携した地球温暖化対策活動推進事業）を活用して実施する。

2 事業者の選考

本事業の実施にあたり、広く民間の専門的な知識や手法、着想及び経験等を活用したく、「公募型プロポーザル」方式により募集を行い、応募のあった事業者による提案内容を業務遂行能力、企画提案内容等、価格について総合的に審査して、事業者を選考する。

3 事業の概要

(1) 事業の名称

藤沢市 COOL CHOICE 普及啓発事業業務委託

(2) 事業内容

ア 環境イベント等での COOL CHOICE 促進事業（賛同者目標数：2,600 人）

環境イベントや市民講座等において、クールビズ実施の推進等のテーマについて普及啓発を図るために使用するチラシ、ポスターを作成する。

イ 動画を活用したウォームビズ推進事業（賛同者目標数：200 人）

ウォームビズの取組の浸透を図るため、普及啓発動画を作成する。

ウ ラッピングバスによる公共交通機関の利用促進事業（賛同者目標数：400 人）

公共交通機関の利用への転換の促進を図るため、市内バス事業者と連携し、バスラッピング等による啓発を実施する。

エ 環境先進企業・大学との連携による省エネ住宅の普及促進事業（賛同者目標数：200 人）

「Fujisawa サステイナブル・スマートタウン」を見学するツアーを実施し、省エネ住宅の普及を中心とした普及促進事業を実施する。

オ ふじさわ ECO かるたによる COOL CHOICE 促進事業（賛同者目標数：450 人）

イベント等に会場した児童・生徒を中心に COOL CHOICE を普及啓発するため、本市の特色を活かした「ふじさわ ECO かるた」を作成する。

カ 公用車を活用した普及啓発事業（賛同者目標数：100 人）

本市が所有する公用車を活用して COOL CHOIC を普及啓発するため、電気自動車や塵芥収集車等にラッピング等を実施する。

なお、ア～カの各事業の実施により、賛同者目標数を目標に、賛同の拡大を図ること。事業内容の詳細については、別紙「藤沢市 COOL CHOICE 普及啓発事業業務委託仕様書」のとおり。

(3) 事業期間

契約締結日から 2019 年（平成 31 年）1 月 31 日（木）まで（予定）

(4) 委託料

9,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

ただし、平成 30 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金（地方と連携した地球温暖化対策活動推進事業）補助金の交付決定額が変更になった場合、優先交渉権者と協議の上事業内容を決定する。

(5) 支払条件

業務完了払い

4 発注者及び提案募集事務局

(1) 発注者 藤沢市長 鈴木 恒夫

(2) 提案募集事務局

藤沢市 環境部 環境総務課 総務・温暖化対策担当

〒251-8601 藤沢市朝日町 1 番地の 1

電話 0466-25-1111 内線 3311

メールアドレス fj-kankyou-s@city.fujisawa.lg.jp

5 提案者に要求される参加資格の要件

(1) 参加表明書提出時点において、法人として登記されてから 1 年以上継続した活動を行っていること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。また、同条第 2 項による措置を現に受けている者でないこと。

(3) 藤沢市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと。

(4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）による破産の申し立てがなされていない者。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申し立てをしている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申し立てをしている者でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。ただし、会社更生法にあつては、更生手続き開始の決定、民事再生法にあつては、再生手続き開始の決定を受けている者を除く。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 3 条又は第 4 条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、

- 代理人、支配人その他の使用人又は代理人として使用する者でないこと。  
 (7) 納付すべき地方税及び国税を滞納している者でないこと。

## 6 参加手続き等

### (1) スケジュール

選定までの事務手順は、次のとおりとする。

内 容	期 間
ホームページ上での公表	2018年(平成30年)6月21日(木)から7月5日(木)まで
参加表明書の提出	2018年(平成30年)6月21日(木)から7月5日(木)まで
質問書の提出	2018年(平成30年)6月21日(木)から7月5日(木)まで ※質問書に対する回答は、原則7月9日(月)午後5時 までに、藤沢市環境総務課のホームページ上で回答
企画提案書等の提出	2018年(平成30年)7月10日(火)から7月19日(木)正午まで
プレゼンテーション	2018年(平成30年)7月23日(月)の本市が申込者に指定する 時刻
選考結果の通知(発送)	プレゼンテーションの日から7日以内

※参加表明書、質問書、企画提案書等の受付は、月曜日から金曜日までの午前9時から  
 正午及び午後1時から午後5時までとする。

## 7 参加表明

プロポーザルへの参加を希望する場合は、「5 提案者に要求される参加資格の要件」を  
 確認の上、次の書類を期間内に、決められた方法により提出すること。

提出後、事務局で参加資格の要件を満たしていることを確認し、参加表明書の提出者に対  
 し、速やかに電子メールで結果を通知する。

### (1) 提出書類

- ア 参加表明書(様式1) 1部
- イ 法人登記簿謄本(3ヵ月以内に発行されたもの・写し可) 1部
- ウ 会社案内等の事業(活動)概要がわかる資料(任意様式) 1部
- エ 直近1年分の決算関係書類(任意様式・写し可) 1部
- オ 納税証明書(3ヵ月以内に発行されたもの・写し可) 各1部

次の地方税及び国税に関する納税証明書等(平成29年度分)を提出すること。

- ・法人県民税・事業税

神奈川県内に営業所がある場合は、神奈川県税務事務所が発行するもの。

神奈川県内に営業所がない場合は、本店の所在する都道府県が発行するもの。

収益事業を行わないNPO法人等で、課税が免除されている場合は、課税免除を確認  
 できる資料(課税免除決定通知書等)の写しを提出すること。

- ・法人税・消費税及び地方消費税

本店所在地を所管する税務署で発行するもの。

免税事業者についても、「未納の税額のないことの証明書」が発行されるので必ず提出すること。

・藤沢市の固定資産税（市内に事業所がない場合は不要）

藤沢市が発行するもの。

市内に事業所があるが、固定資産がない場合は、無資産証明書を提出すること。

・藤沢市の法人市民税（市内に事業所がない場合は不要）

藤沢市が発行するもの。

(2) 提出期間及び時間

2018年（平成30年）6月21日（木）から7月5日（木）まで（土日を除く）

持参する場合は、提出期間内の午前9時から正午及び午後1時から5時のみ受付

(3) 提出方法及び提出先

「4（2）提案募集事務局」あてに、持参又は郵送（書留、簡易書留、特定記録郵便に限る）で提出すること。郵送で提出する場合は、電話にて事務局に書類が到着しているかの確認を必ず行うこと。

8 質問事項の受付及び回答

募集要項及び業務委託仕様書等に関する質問は、電子メールでのみ受け付け、藤沢市環境総務課のホームページ上で回答する。

(1) 受付期間

2018年（平成30年）6月21日（木）から7月5日（木）まで

(2) 提出方法及び提出先

質問書（様式2）に質問事項、所在地、商号または名称、代表者職・氏名、連絡担当者氏名、電話番号、電子メールアドレスを記入の上、電子メールで提出すること。提出の際は、電子メールのタイトルを「プロポーザル質問書」とし、メール送信後に事務局へ電話連絡すること。

提出先電子メールアドレス：fj-kankyous@city.fujisawa.lg.jp

(3) 回答方法

2018年（平成30年）7月9日（月）午後5時までに、藤沢市環境総務課のホームページ上で随時回答

9 企画提案書等の提出

参加資格の確認を受けた提案者は、次の書類を期間内に、決められた方法により提出すること。なお、作成にあたっては、「10 企画提案書等提出書類の作成要領」を参照すること。

(1) 提出書類

ア 藤沢市 COOL CHOICE 普及啓発事業公募型プロポーザル企画提案書

イ 業務実施体制（任意様式）

ウ 事業実績（任意様式）

二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金に係る COOL CHOICE 啓発事業を履行した実

績を証する書類(契約書等)。当該事業の実績がない場合は、国や地方公共団体と地球温暖化対策、環境保全、その他本事業に関連する事業を履行した実績を証する書類。それぞれの履行実績は、5年以内のものとする。

エ 藤沢市 COOL CHOICE 普及啓発事業見積書(様式3)

(2) 提出部数

各書類につき、原本1部、写し12部(製本不要)

(3) 提出期間及び時間

2018年(平成30年)7月10日(火)から7月19日(木)正午まで

提出期間内の午前9時から正午及び午後1時から5時のみ受付(最終日は正午まで)

(3) 提出方法及び提出先

「4(2) 提案募集事務局」に、持参で提出すること。

(4) 無効となる企画提案書

企画提案書が、次の条件の一つ以上該当する場合は無効とする。

ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

イ この要領で指定する作成様式、記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。

エ 虚偽の内容が記載されているもの。

オ 同一法人から2件以上の提案をするもの。

(5) 企画提案書等の取扱い

提出書類が不足する等、不備がある場合は受け付けないこととする。また、提出後の企画提案書等の差し替え及び追加提出は認めない。なお、提出書類については、返却しない。

提出書類に著作権が含まれる場合は、その著作権は提出団体に帰属するが、藤沢市が本案件の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

また、市民等から当該提出書類の公開を求められた場合については、藤沢市情報公開条例に基づき判断することとする。

## 10 企画提案書等提出書類の作成要領

(1) 藤沢市 COOL CHOICE 普及啓発事業公募型プロポーザル企画提案書

ア 書式は、A4 縦・カラーで、フォント及びフォントサイズ、イメージ図等の掲載は任意とする。

イ 総ページは、表紙及び目次を除き、10 ページ以内とします。A3 は折り込み可とするが、2 ページ換算とする。

ウ 表紙には、件名(「藤沢市 COOL CHOICE 普及啓発事業 企画提案書」)、提出年月日、提出会社又は団体名を明記すること。また、各ページの下段中央部に頁番号をふり、ステープラーで2ヶ所を綴じること(長辺とじ)。

エ 別紙「藤沢市 COOL CHOICE 普及啓発事業業務委託仕様書」に即した提案内容とし、次の4項目について記載すること。

- (ア) 業務の運営方針
    - ・本業務の目的に対する考え方
    - ・業務を行う上での基本的な考え方
  - (イ) 業務内容の実施提案
    - ・「3 事業の概要」のア～カの各事業についての企画内容
  - (ウ) COOL CHOICE 賛同団体、賛同者の拡大
    - ・「3 事業の概要」のア～カの各事業内で、賛同団体、賛同者を拡大していくための具体的な手法や内容
  - (エ) 地域の各種団体との連携
    - ・地域の各種団体(市民、事業者、大学等)と連携した「3 事業の概要」の「(2) 事業内容」に記載した各事業の実施方法
- (2) 業務実施体制(任意様式)
- ア 具体的な執行体制(人員配置等)等を記載すること。
  - イ 本業務の実施に係る業務責任者の氏名及び業務経歴を記載すること。
  - ウ 用紙サイズはA4 縦、様式は任意とする。
- (3) 藤沢市 COOL CHOICE 普及啓発事業見積書(様式3)
- ア 見積の合計額は、消費税及び地方消費税を含んだ額を記載すること。なお、業務委託料上限額(9,500,000円)を上回った場合は、失格とする。
  - イ 作成にあたっては、様式指定の項目に沿って積算すること。なお、様式指定の項目にない業務について、実施する場合は、当該業務に対応する項目を任意で追加できることとする。
  - ウ 用紙サイズはA4 縦とする。

## 1.1 プレゼンテーション

企画提案書の審査及び優先交渉権者の選定を行うため、次のとおり実施する。

- (1) 実施日時 2018年(平成30年)7月23日(月)  
本市が提案者に指定した時刻から、35分間とする。
- (2) 会場 〒252-0811 藤沢市桐原町23番地の1  
リサイクルプラザ藤沢環境啓発施設(予定)
- (3) 時間配分 1事業者当たり35分(準備5分、プレゼンテーション20分、質疑応答10分)を予定。パソコンを使用する場合は準備時間内に用意すること。
- (4) 機器の使用 プレゼンテーションでパソコンを使用する場合は、企画提案者が持参すること。プロジェクタ等については、市が用意する。
- (5) その他 プレゼンテーションへの参加人数は3人以内とすること。  
企画提案者ごとのプレゼンテーションの時間等の詳細については、別途通知する。ただし、参加資格要件を満たさない場合や、業務委託料上限額(9,500,000円)を上回った場合は、失格とし通知を行わない。

## 1.2 審査

「藤沢市 COOL CHOICE 普及啓発事業業務委託受託者選考委員会」により、厳正に審査を行う。

### (1) 審査基準及び審査項目

審査における評価項目及び評価のポイントは、次のとおり。

#### ア 業務遂行能力（配点：15/200）

- ・実施体制の充実度
- ・事業実績の有効性

#### イ 企画提案内容等（配点：175/200）

##### 【全体】

- ・事業目的の理解度
- ・提案内容の実現性
- ・市内事業者等団体との連携
- ・キャッチコピー・ロゴの作成

##### 【(1) 環境イベント等での COOL CHOICE 促進事業】

- ・COOL CHOICE に沿った取組
- ・COOL CHOICE 賛同者の拡大
- ・チラシ、ポスターの大きさ、形状
- ・不可事項の順守

##### 【(2) 動画を活用したウォームビズ推進事業】

- ・COOL CHOICE に沿った取組
- ・COOL CHOICE 賛同者の拡大
- ・市の特色を活かした提案
- ・若年層への波及
- ・配信方法

##### 【(3) ラッピングバスによる公共交通機関の利用促進事業】

- ・COOL CHOICE に沿った取組
- ・COOL CHOICE 賛同者の拡大
- ・外装での啓発
- ・内装での啓発

##### 【(4) 環境先進企業との連携による省エネ施設の視察ツアー等】

- ・COOL CHOICE に沿った取組
- ・COOL CHOICE 賛同者の拡大
- ・ツアー内での啓発テーマ紹介
- ・アンケート実施方法

##### 【(5) ふじさわ ECO かるたによる COOL CHOICE 促進事業】

- ・COOL CHOICE に沿った取組
- ・COOL CHOICE 賛同者の拡大
- ・市の特色を活かした提案
- ・児童・生徒・保護者等への波及

##### 【(6) 公用車を活用した普及啓発事業】

- ・COOL CHOICE に沿った取組
- ・COOL CHOICE 賛同者の拡大
- ・仕様車両への提案
- ・ラッピング等内容

#### ウ 価格（配点：10/200）

- ・価格の競争性

## 1.3 評価方法

評価は業務遂行能力、企画提案内容等、価格による総合評価とし、評価方法は「藤沢市 COOL CHOICE 普及啓発事業業務委託受託者選考委員会」の審査で得点化した数値により行い、その合計点が最も高い事業者を優先交渉権者とし、2 番目に高い点数の者を次点者として選定する。

審査の結果、合計点が同点となった場合は、審査基準のうち、評価項目の「企画提案内容等」の得点が高い者を上位とする。

なお、企画提案者が 1 者だった場合については、「業務遂行能力」及び「企画提案内容等」

の評価項目に関して、「いずれの項目とも、合計点数が配点合計の6割以上である」場合についてのみ、当該企画提案者を優先交渉権者とする。

#### 1.4 選考結果の通知

選考結果は、プレゼンテーションの日から7日以内に文書で通知を行う。

#### 1.5 契約の手続き等

- (1) 選考の結果、優先交渉権者となった者と協議し、随意契約の方法により本業務委託に係る契約の手続きを進めることとする。
- (2) 仕様については、優先交渉権者の提案に基づき、市と優先交渉権者で調整した上で決定する。
- (3) 優先交渉権者との協議が整わない場合や、優先交渉権者が辞退した場合等、優先交渉権者と契約が不可能となった場合については、次点者と協議するものとする。
- (4) 契約に際しては、本市の契約規則を遵守することとする。

#### 1.6 その他

- (1) 企画提案書等の作成経費、旅費等応募に要する経費は、すべて企画提案者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は企画提案者に帰属する。
- (3) 企画提案者及びその関係者が、事前に選考委員会委員に接触した事実が認められた場合は、失格とする。
- (4) 本事業は、国の平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金（地方と連携した地球温暖化対策活動推進事業）補助金により実施するため、同交付規定及び公募要領の内容を理解した上で、その定めに従うこと。

以 上